

## 中期目標制度概要

### (1) 中期目標の意義

6年間で達成すべき業務運営に関する目標であり、市長が定め、法人に指示するものである。これは、法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、また、期間終了後に評価を行う上での基準にもなる。

### (2) 中期目標策定等の手続き

中期目標を策定・変更するときはあらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

中期目標を策定・変更したときは、これを公表しなければならない。

中期目標を策定・変更するときは、法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

### (3) 中期目標の法定項目

教育研究の質の向上に関する事項（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

公立大学法人尾道市立大学  
第2期中期目標・中期計画 作成スケジュール（案）

回	時期	審議項目(通常)	中期計画 中期目標審議項目
1	平成28年5月	平成28年度年度計画	
2	平成28年7月	平成27事業年度業績評価 審議1(素案を基に審議)	中期目標に対する意見集約
3	平成28年7月	平成27事業年度業績評価 審議2(評価結果の確定)	
4	平成29年2月		中期目標 素案審議 (素案を基に方針を確認)
1	平成29年5月	平成29年度年度計画	中期目標 原案審議 (中期目標の正式審議)
2	平成29年7月	平成28事業年度業績評価 審議1(素案を基に審議)	中期目標の審議状況により審議の継続または意見書の提出
3	平成29年7月	平成28事業年度業績評価 審議2(評価結果の確定)	
4	平成29年11月		中期計画 審議

中期目標は、平成29年12月議会での議決を最終期限とし、作成していくものです。